

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 橋本 操

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

- ・ 【告知における差別・偏見】
- ・ 病名告知の際、「呼吸器を装着したら重度障がい者となって長く生きてしまいますが、治療してもいいですか？」などは差別的発言である。重度障害を理由に医療を制限する者を、取り締まる法律を設けて欲しい。
- ・ 重度障害者であっても、生きるために必要な治療は遠慮することなく、受けられるようにすべきである

- ・ 【国による 24 時間介護保障の実現】
- ・ 当該対策では、自立支援法の実施は自治体の裁量に任されて部分が多いため、介護給付が満足に行われず、人工呼吸器治療を諦めて亡くなっていく者が後を絶たない。
- ・ 国庫負担基準を撤廃し、人工呼吸器等による障害者に対しては、給付の全額を国が負担し、地域間の給付格差をなくしてほしい。家族がいてもいなくても、これらの者の生存は、国が責任を持って守るべきである。
- ・ 障がい者総合福祉法では、全国どこでも、交渉なしに、同じ仕組みで、十分な介護給付が行われるようにすべきである。

- ・ 【介護保険制度との併給】
- ・ 当該制度では、一部の自治体では様々な制限を設けて介護保険対象者には自立支援法が利用できない（しにくい）仕組みを独自に作っている。障がい者総合福祉法ではこのようなことがないようにすべきである。
- ・ 障がい者総合福祉法では、介護保険優先を撤廃すべきである。
- ・ ケアマネージャーに対して、障害者施策の講習と在宅での介護実習を義務付けるべきである。
- ・ 介護保険でも見守りができるようにすべきである。
- ・ 介護保険と、移動介護や重度訪問介護との同時併給を認めるべきである。

- ・ 【加算の徹底・新サービスの増設】
- ・ 文字盤や意思伝達装置を利用しなければ会話が成立しない重度包括支援の対象者には当該の加算を必ず行ってほしい。現行制度でも15%加算とされているが、7.5%しか加算しない自治体もあり、徹底していない。また、新人ヘルパーにベテランのヘルパーが付き添い教える同行研修にかかる費用は事業所の持ち出しになるため、新人ヘルパーの研修中は単価に30%以上の加算をするか、同行研修者分を請求できるようにすべきである。

- ・ 【病院施設からの地域移行、地域連携】
- ・ 退院前の院内カンファレンスを評価する加算をつけるべきである。
- ・ 退院時、ヘルパーに対する院内での医療的ケア研修に対して評価すべきである。

- ・ 入退院時のヘルパーの移動二人体制を評価すべきである。
- ・ 慣れたヘルパーの同行で地域で短期レスパイトできる場所を病院以外に確保すべきである。

- ・ **【入院中の付き添い】**
- ・ 重度訪問介護のヘルパーを入院中も利用させるべきである。
病棟の看護力では介護しきれず、独自の意思伝達方法を持つ者の意思が、病院職員に伝わらないばかりか、入院中に呼吸器が外れて亡くなる者が後を絶たないためである。

- ・ **【吸引や経管栄養の注入など、医療的ケアに対する支援】**
- ・ 障害により人工呼吸器を装着した者にとっては、吸引や経管栄養は日常行為なので、医療的ケアを介護者の資格を問うような特別な行為にせず、誰にでも介助できる行為として位置付けるべきである。
- ・ 看護職が介護職を管理、監督するなどの、序列や義務、契約等、医療との関係において特別なルールは作らない。
- ・ 吸引や経管栄養などの医療的ケアを評価し、単価を30%加算すべきである。
- ・ 医療的ケアの研修に対して助成を行ってほしい。医療的ケアの研修を定期的に行っているのは全国でもNPO法人さくら会だけである。各市町村で、当事者団体による医療的ケア研修事業に対して助成してほしい。また、参加者を募ってほしい。

- ・ **【障がいヘルパーの資格】**
- ・ 重度訪問介護のように、2、3日で研修し利用できるヘルパー資格を継続すべきである。
- ・ 介護福祉士は、従来どおり3年間の実地経験で、受験資格が取得できるようにすべきである。

- ・ **【請求事務の簡素化】**
- ・ 事業所の請求事務を簡素化すべきである。
- ・ 大型連休は月初10日締め切りを延期可能にするなど、融通を利かせるべきである。
- ・

- ・ **【意思伝達装置などのコミュニケーション機器への支援】**
- ・ あらゆる種類の意思伝達装置が給付の対象になるようにすべきである。特に、視線入力装置の給付を希望する人が増えているため、早急に行うべきである。
- ・ 意思伝達装置やスイッチ等の訪問サポートを評価し、介護給付の対象にすべきである。